

# 高等教育の修学支援制度（給付奨学金・授業料等減免）



修学支援制度は、日本学生支援機構が実施する「給付奨学金」と、国が実施する「授業料等減免」の2つがあり、2つセットで支援を受けることができます。

※高等学校等で予約採用の候補者になった方は[こちらを確認してください](#)。

※当制度における手続きについては、文部科学省および日本学生支援機構が示す指針に準じています。指針に変更があった場合には、本学が定めた事項についても変更となる可能性があります。

※[「給付奨学金案内」](#)、確認書および学修計画書は、本学ホームページから閲覧およびダウンロードできます。

## 〇制度概要

	給付奨学金(日本学生支援機構)	授業料等減免(国)																		
概要	日本学生支援機構が各学生に支給	各学生の入学金および授業料の額を上限の範囲内で減免・給付																		
給付額 支援区分（Ⅰ～Ⅳ）や 通学形態により決定	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自宅通学/月額</th> <th>自宅外通学/月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第Ⅰ区分</td> <td>38,300円 (42,500円)</td> <td>75,800円</td> </tr> <tr> <td>第Ⅱ区分</td> <td>25,600円 (28,400円)</td> <td>50,600円</td> </tr> <tr> <td>第Ⅲ区分</td> <td>12,800円 (14,200円)</td> <td>25,300円</td> </tr> <tr> <td>第Ⅳ区分 (多子世帯)</td> <td>9,600円 (10,700円)</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>第Ⅳ区分 (理工農系)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p>※カッコ内の金額は、生活保護を受けている生計維持者と同居している人および児童養護施設から通学する人が対象</p>		自宅通学/月額	自宅外通学/月額	第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円	第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円	第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円	第Ⅳ区分 (多子世帯)	9,600円 (10,700円)	19,000円	第Ⅳ区分 (理工農系)	対象外	対象外	第Ⅰ区分…入学金:200,000円 / 年(1年生のみ) 授業料:700,000円 / 年 第Ⅱ区分…第Ⅰ区分の2/3の額 第Ⅲ区分…第Ⅰ区分の1/3の額 第Ⅳ区分(多子世帯)…第Ⅰ区分の1/4の額 第Ⅳ区分(理工農系)…第Ⅰ区分の1/3の額 ※年度中に区分が変わった場合は、授業料等減免の金額が変更となります。 ※第Ⅳ区分(理工農系)の対象となるのは理工学部、農学部、総合数理学部の全学科です。
	自宅通学/月額	自宅外通学/月額																		
第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円																		
第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円																		
第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円																		
第Ⅳ区分 (多子世帯)	9,600円 (10,700円)	19,000円																		
第Ⅳ区分 (理工農系)	対象外	対象外																		
給付時期	初回振込は7月11日予定(4～7月分)	次ページの【授業料からの減免方法について】を参照																		
申請対象者	<b>学部生対象</b> 2024年度の新入生については、高等学校等で予約採用候補者となっていない者 ※2024年度の原級生および在籍原級生は申請できません（休学を除く）。また、過去に学業成績により原級したことがある方は、現在進級していても申請することができません。 ※申請時に除籍および成績不良により日本学生支援機構が停止中の学生は申請できません。 ※大学等への入学時期等に係る基準、在留資格等に係る基準(日本国籍でない場合)の詳細は、 <a href="#">「給付奨学金案内」</a> を確認してください。																			
学業基準	<b>新入生</b> (①～③のいずれかに該当すること) ①高校時の評定評価が3.5以上であること ②高校卒業程度認定試験の合格者であること ③学修計画書の提出により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること <b>在学生</b> (①または②の(1)・(2)に該当すること) ①申請時までの学業成績においてGPA2.50以上であること ②(1)修得単位数が標準単位数(次ページ【標準単位数(在学生のみ該当)】参照)以上であること (2)学修計画書の提出により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること ※学修計画書は本学ホームページからダウンロードできます。																			
家計基準 (収入基準・資産基準)	<b>収入基準</b> 収入基準および収入・所得の上限額の目安は <a href="#">「給付奨学金案内」</a> 9ページ参照。 <b>資産基準</b> 学生本人と生計維持者(1名)の場合:資産額の合計額が1,250万円未満 学生本人と生計維持者(2名)の場合:資産額の合計額が2,000万円未満																			
学内奨学金との併給	第Ⅰ区分採用者は学内の一部奨学金との併給ができません。詳しくは、【奨学金情報誌ASSIST(学部対象)】6ページの「②奨学金併用一覧」を確認してください。また第Ⅰ区分以外の採用者であっても、授業料等減免(給付奨学金は含みません)と本学の給費型奨学金の合計額は授業料年額相当額を受給の上限とし、超過した場合は超えた分は返還していただきます。																			

## ○学業基準について

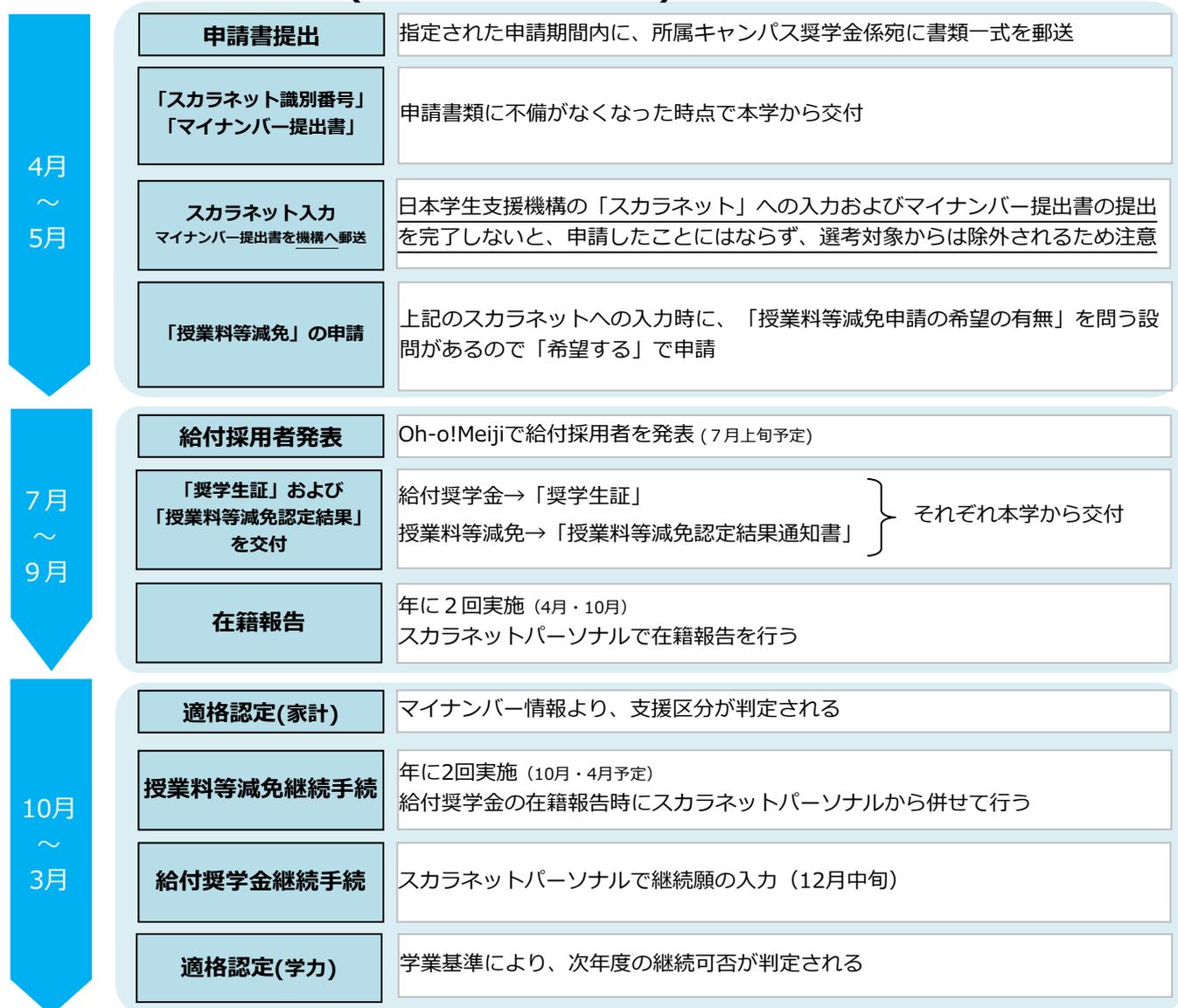
### 標準単位数（在学生のみの該当）

	法	商 2023年度 以降入学者	商 2022年度 以前入学者	政経	文 2024年度 以降入学者	文 2023年度 以前入学者	理工	農	経営 2021年度 以降入学者	経営 2020年度 以前入学者	情 コミ	国際 日本	総合 数理
2年	32	32	34	31	31	32	34	31	31	34	31	31	31
3年	64	63	67	62	62	64	68	62	62	67	62	62	62
4年	96	95	101	93	93	96	102	93	93	101	93	93	93

## ○家計基準について

「給付奨学金案内」9ページを参照してください。

## 申請から採用までの流れ(春の在学採用の場合)



## ○授業料からの減免方法について

対象者	春学期	秋学期	内容
在学生（継続者）	減免	減免	原則として学費振込用紙から減免
新規採用：春の在学採用	給付	減免	秋学期以降、減免が行われる
新規採用：秋の在学採用	-	給付	翌年度から原則として学費振込用紙から減免
在学生（家計急変）	給付	給付	3ヵ月毎に支援区分の見直しがあるため

減免…大学から送付される学費等振込用紙から減免 / 給付…春学期末、秋学期末に日本学生支援機構の登録口座に振込

## ○適格認定（家計）（毎年9～10月／1年生～4年生）

奨学金支給期間中、毎年、奨学生本人及び生計維持者（父母等）の経済状況に応じた支援区分の見直しを行い、10月以降の1年間（家計急変事由が適用されている場合は、3か月ごと）の支援区分を決定します。  
新支援区分については9月中旬以降、スカラネットパーソナルで確認することができます。

## ○継続手続（毎年12月／1年生～3年生）

給付開始から卒業までの標準修業年限は原則、継続して支援を受けることができますが、年複数回の継続手続(適格認定)が必要です。継続に必要な学業基準を満たしていない場合や家計基準を超えた場合、原級、学校処分を受けたなどの場合、継続は認められず、判定時以降の奨学金振込及び授業料等減免の支援が停止します。

## ○適格認定（学力）（毎年4月／1年生～4年生）

給付奨学生として採用された後も、学業成績等に応じて給付奨学金継続等に係る必要な措置をとります。  
適格認定（学業等）の結果によっては、給付奨学金の支給が廃止もしくは停止となることがあります。  
また、学習状況によっては受給済みの給付奨学金について返還を求めることがあります。  
基準は下記の通りです。

継続基準（適格認定）	
<b>廃止</b> (支援打ち切り)	次のいずれかに該当すること。 (1) 修業年限で卒業できないことが確定したこと (2) 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること (3) 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること ※2回目の「警告」事由が「G P Aが学部等における下位4分の1の範囲に属すること」のみに該当する場合を除く
<b>停止 (成績)</b>	以下に該当する場合、「停止（成績）」となる。 (1) 連続して「警告」に該当した者のうち、2回目の「警告」事由が「G P Aが学部等における下位4分の1の範囲に属すること」のみの場合 ※「停止（成績）」となった次の適格認定において、 ・学業成績等が「継続」相当の場合 ⇒「停止（成績）」を解除する（他の停止事由に該当していないことが必要） ・学業成績等が「継続」相当以外の場合 ⇒「廃止」とする
<b>警告</b>	次のいずれかに該当すること (1) 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること (2) G P Aが学部等における下位4分の1の範囲に属すること
<b>継続</b>	「廃止」「停止（成績）」「警告」以外の場合

## ○学校処分（1年生～4年生）

上記にかかわらず、性行不良等により、停学等の学籍処分を受けるなど、給付奨学生の適格性に疑義が生じた場合は奨学金が廃止（返還）、停止の処置がとられます。

## ○在学中の届出について

- ・改氏名、住所変更、口座変更、自宅外から自宅へ変更などの各種変更
- ・退学、休学、復学、除籍、留学、編入学、転学部など学籍上の異動や変更があった場合
- ・書式は[本学ホームページ](#)で公開しています。